

フランスの地方財政

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 027 (MAR. 15, 1991)

一 フランスの地方行政制度について

二 フランスの地方財政

1 地方財政の状況

2 支出

3 収入

4 予算

(参 考) フランスの国家財政概要

目 次

一 フランスの地方行政制度について.....	1
1 地方制度の改革.....	1
2 地方行政主体.....	2
3 国と地方公共団体との関係.....	3
二 フランスの地方財政.....	5
1 地方財政の状況.....	5
(1) 地方財政の規模.....	5
(2) 収入・支出の状況.....	5
2 支 出.....	8
(1) 経常支出.....	8
(2) 投資支出.....	12
3 収 入.....	14
(1) 地方税.....	14
(2) 国庫助成金.....	25
(3) 地方債.....	37
(4) 事業収入及び財産収入.....	43
4 予 算.....	44
(1) 構造.....	44
(2) 予算の編成.....	44
(3) 予算の原則.....	45
(4) 予算の採択.....	45
(5) 予算の執行.....	46
(6) 予算に対する国の監督.....	48
(7) 地方公共団体の資金管理.....	50
(参考) フランスの国家財政概要.....	52

一 フランスの地方行政制度について

フランスの地方財政制度の解説に先立ち、その理解を容易にするため、同国の地方行政制度の概要を説明することとする。

1 地方制度の改革

1982年3月2日の法律「市町村、県及び州の権利と自由に関する法律」（以下1982年法と略す）は、フランスの地方制度に関する画期的な法律であるといわれる。一言でいうならば、ナポレオン以来の中央集権的な地方制度の伝統を一新するものである。その意義を明らかにするために、この改革前の地方制度の枠組みを説明し、その後この改革の眼目を概観する。

(1) 1982年以前の地方制度の枠組み

改革前の地方行政組織の主要単位であった市町村(commune)、県(département)及び州のうち、その機関の住民公選制が完全に確立していたのは市町村のみであった（ただし、執行機関である市長は、わが国のように住民の直接公選ではなく、市議会議員の互選により選出）。

県の場合は、議決機関である県議会議員の住民公選制はすでに実施されていたが、執行機関は、国の内務省の官僚の中から官選により派遣される「県知事」(préfet)であった。

また、州は、地方公共団体ではなく、独自の法人格と財政的自律性を有するが、特定の権限のみを有する「公施設法人」(établissement public)として位置づけられていた。州議会は国会議員、県議会議員等から構成され、執行機関は州知事（中心県の知事が兼任）であった。

さらにこれら三団体は国の後見監督(tutelle)下にあった。すなわち、いずれも完全に分権的な組織として認められておらず、当然に国の監督を受けるべきものとされていた。そのうちの代表的なものとして、地方議会等の決定にただちに法的効力をみとめず、県知事等国の機関の事前認可を必要とするしくみをあげることができる。

(2) 1982年法の主な改正内容

1982年法の出現によって次の3つの特筆すべき改正がなされた。

ア 官選の県知事の職は廃され、県議会で選出された県議会議長（＝県知事）が執行機関となる。

イ 州が地方自治体として新たに認められ、住民公選の州議会在設けられるとともに州議会で選出された州議会議長（＝州知事）が州の執行機関となる（ただし、はじめての選挙は1986年に実施）。

ウ 国の「後見監督」が廃止され、今後は、事後的な、行政裁判所等を通じた統制の

みが可能となる。

これによって、同一の組織原理を有する三層の自治体が誕生し、しかもそれぞれが高度の自律性を有するにいたった。

その後、「市町村、県、州及び国の権限配分に関する1983年1月7日の法律、及びこれを補完する同年7月22日の法律」が、地方分権化の中身としての事務配分（そのほとんどが国から地方公共団体への権限委譲）を定めた。また、その他にもこの改革の波は多方面におよび、多くの立法がなされている。

2 地方行政主体

フランスの地方行政においてその中心的役割を果たしているのは、前述のとおり、市町村、県及び州である。これらはいずれも、議決機関である議会(conseil)の議員が住民によって選出され、その中から互選された議会の長が執行機関としての地位を付与されるという点で同一構造をもっている。

(1) 市町村

基礎的自治体である市町村の歴史は古く、ローマ時代、中世にまで遡ることができる。現在、市町村の数は、約37,000と数が多く、それに伴い、個々の市町村の規模は極めて小さい。市町村の約9割が人口2,000人未満であり、10,000人以上の市町村は全体の2%程度しか存在しない。当然のことながら、大多数の市町村の行財政能力は非常に弱く、従来何度か合併策が講じられたのであるが、わが国でなされたようなはかばかしい成功を見ていない。

市町村の機関は、議決機関としての市町村議会と執行機関としての市町村長(maire)である。市町村長は、同様に議会の中から選ばれた助役(adjoint)とともに執行部を構成する。市町村議会議員の任期は6年であり、全員一斉に改選される。

(2) 県

県は大革命以後に設けられ、その区画は役人が県庁所在地から馬車に乗って日の出とともに出発し、日没とともに帰ってこられる範囲になるよう機械的に区切られたといわれている。その数は現在100（本土96、海外県4）である。

その機関には、議決機関としての県議会と執行機関としての県議会議長（＝県知事）がある。議員の任期は6年であり、3年ごとに半数が改選される。議長の任期は3年である。このほか、議長と同様に3年ごとの改選後に議員の中から選ばれる議長団(bureau)がある。そのメンバーは、議長、4～10名の副議長（＝副知事）及び必要に応じて1ないし数名のその他の議員によって構成される。議長団の固有の権限は少なく、議会の開催要求等に限られる。

(3) 州

州は国家の経済政策の地方的側面において固有の権限と手段を与えられ、その限りで自治と責任をもつ経済的団体として1964年に創設された。その後1972年には、直接公選によらないが議決機関としての州議会も設置され、さらに諮問機関としての経済社会委員会、執行機関としての政府任命の州知事をも置かれ、財政自立性も認められた。しかし、その権限は、経済と社会の発展に係わる特定の分野に限られ、公法上の公施設法人として位置付けられた。

1982年法の制定により、州は公選の州議会議員と州議会議長(=州知事)を備えることとされ、1986年に第1回の州議会議員選挙が行われ、本来の意味での地方公共団体となった。現在その数は26(本土22, 海外州4)である。

州の機関としては、州議会、州議会議長(=州知事)、州議会議長団及び経済社会委員会(*comité économique et social*)がある。州議会議員、州議会議長(=州知事)及び、州議会議長団の任期は6年である。経済社会委員会は、州議会及び州議会議長に付置される諮問合議体として州のみに設置されている。全国計画の州における準備及び執行等については州議会の審議に先立って必ず同委員会の意見を求めなければならない。委員の任期は6年であり、委員会の定数は40~110名(経営者代表、労働者代表、州の公益的な活動に参加している機関の代表、有識者)の間とされている。

パリ市は、1975年の改革以来、市町村であると同時に県であるという特殊な地位を与えられた。その結果、パリ議会は県議会と市町村議会を兼ね、パリ市長は同時に県会議長である。

以上のほか、地方公共団体間の協力体制を推進するため、特定の事業を共同処理する市町村事務組合(*syndicat de communes*)、広域市町村区(*district*)等の広域行政組織が多数設けられている。これらは、一般的な管轄権限を有さないという点で地方公共団体ではなく、1982年以前の州と同じく公施設法人として分類されている。

3 国と地方公共団体との関係

市町村、県及び州は地方公共団体であると同時に国が権限を行使する範囲を示す行政区画でもあり、それぞれには国の代表者がおかれている。州・県の場合は、地方長官(注)が置かれ(州の地方長官は州の中心県の地方長官が兼ねる)、市町村の場合には市町村長が国の代表として職務をおこなう。

国の地方行財政に対する監督については、前述のとおり1982年法によって、国の「後見監督権」が廃され、現在は、これに替え、司法機能をもった機関を通じた事後的な統制のみが可能となった。すなわち、地方公共団体の行った決定は、公表され、地方長官に送付されれば当然に執行力を有するのであり、地方長官はその決定を受領した後、違法であると判断した場合には、地方行政裁判所に提訴することになっている。また、財政上

の問題であれば、さらに、１９８２年法によって設置された「州会計検査院」に提訴しなければならない（４８頁参照）。

（注）地方長官(prefet)；１９８２年法以前の「知事」を引き継ぐもの。県および州における国の代表者として、各省庁地方出先機関を統括する権限を有する。

二 フランスの地方財政

1 地方財政の状況

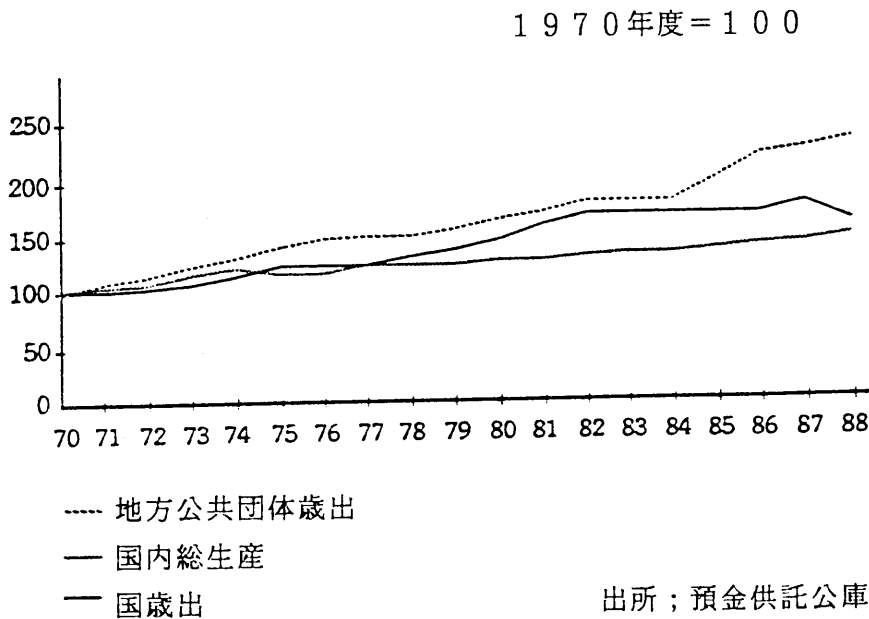
(1) 地方財政の規模

1987年度の地方財政の歳出規模は、約5,913億フラン（内務省統計（注））であり、同年度の国の歳出規模、約1兆1,241億フランと比較すると2分の1強である。

（注） 本稿に掲載した統計数値等の年度は統一されていない。これは、フランスには地方公共団体の財政に関する統一的な統計資料は存在せず、内務省、経済・大蔵省、預金供託公庫等複数の機関がそれぞれ所管する事項について別個に統計を行っているためである。なお、これらの統計には、集計の対象となる団体の範囲の定め方、団体間の資金の移動に対する取扱い等について相違があることをあらかじめお断りしておく。

次の図は、地方財政の歳出規模の推移を表したものであるが、国内総生産及び国の歳出の推移と比較すると、1983年の権限配分法の制定後、実際に国から地方公共団体への権限委譲が開始された1984年－1985年以降急激にその規模が拡大していることがわかる。

図－1 地方財政歳出規模の推移



(2) 収入・支出の状況

1987年度の地方団体の収入・支出総額に対する内訳は表－1のとおりとなっている。支出全体に占める経常支出の割合は約62%と投資支出に比べて高くなっているが、主体別に見た場合、州及び広域行政組織は後者の占める割合が高くなっている。

収入額のうちで最もウェイトが高いのは、税収入（約37%）であり、県、州にあっては、それぞれ収入総額の50%以上を占めている。

表-1 地方財政の状況-支出(1987年度)

(単位: 10億フラン, %)

	市 町 村		市町村間 広域行政組織		県		州		そ の 他		総 計	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
総 支 出 (負債償還を除いた総支出)	297.2 (265.8)	100.0 -	75.1 (65.2)	100.0 -	142.4 (130.3)	100.0 -	28.5 (27.2)	100.0 -	48.0 (45.4)	100.0 -	591.3 (533.8)	100.0 -
経常支出	187.9	63.2	34.1	45.4	95.8	67.3	12.4	43.5	33.6	70.0	363.8	61.5
人件費	79.8	26.9	7.3	9.7	11.8	8.3	0.6	2.1	13.0	27.1	112.4	19.0
管理費	43.9	14.7	9.2	12.3	11.8	8.3	1.0	3.5	14.2	29.5	80.2	13.6
利子償還費	23.2	7.8	10.7	14.2	7.7	5.4	1.6	5.6	3.2	6.7	46.4	7.8
移転支出	41.0	13.8	6.9	9.2	64.5	45.3	9.2	32.3	3.2	6.7	124.8	21.1
投資支出	109.3	36.8	41.0	54.6	46.6	32.7	16.1	56.5	14.4	30.0	227.4	38.5
直接投資支出	68.3	23.0	24.1	32.1	21.0	14.7	3.1	10.9	9.8	20.4	126.3	21.4
地方債元本償還費	31.4	10.6	9.9	13.2	12.2	8.6	1.3	4.6	2.6	5.4	57.5	9.7
施設整備補助金等	9.6	3.2	7.0	9.3	13.4	9.4	11.7	41.0	2.0	4.2	43.6	7.4

地方財政の状況－収入（１９８７年度）

（単位：１０億フラン，％）

	市 町 村		市町村間 広域行政組織		県		州		そ の 他		総 計	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
総 収 入	299.7	100.0	76.4	100.0	142.5	100.0	29.5	100.0	49.4	100.0	597.5	100.0
税収入	119.6	39.9	13.5	17.7	72.5	50.9	16.0	54.2	0	0	221.6	37.1
直接税	93.5	31.2	7.6	9.9	41.9	29.4	7.0	23.7	0	0	150.0	25.1
間接税	26.1	8.7	5.9	7.8	30.6	21.5	9.0	30.5	0	0	71.6	12.0
移転収入	96.6	32.2	27.5	36.0	52.5	36.8	8.8	29.8	13.8	27.9	199.2	33.3
経常費総合交付金	58.5	19.5	1.9	2.5	10.9	7.6	1.1	3.7	0	0	72.4	12.1
その他	38.1	12.7	25.6	33.5	41.6	29.2	7.7	26.1	13.8	27.9	126.8	21.2
地方債	46.3	15.4	16.6	21.7	12.6	8.8	3.2	10.8	5.4	10.9	84.2	14.1
諸収入	37.1	12.4	18.7	24.5	5.0	3.5	1.5	5.1	30.2	61.1	92.5	15.5

出所；経済・大蔵省公会計局及び内務省地方自治体総局

2 支 出(dépenses)

地方公共団体の支出は、「経常部門」(section de fonctionnement)と「投資部門」(section d'investissement)に分かれる。

表-2 1987年度の地方公共団体の支出

	経常支出		投資支出		総支出	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
市町村	1,877	63.2%	1,093	36.8%	2,970	100%
県	956	67.2%	466	32.8%	1,422	100%
州	122	43.3%	160	56.7%	282	100%
合 計	2,955	63.2%	1,719	36.8%	4,674	100%

*金額の単位は億フラン

*出所：参考文献-14

(1) 経常支出(dépenses de fonctionnement) 経常部門の支出は大別して、人件費、管理費、移転支出、負債に係る利子の償還費の四つに分けられる。

表-3 経常支出の内訳

	金 額 (億フラン)	構成比 (%)
人 件 費	1,762	41.7
管 理 費	1,270	30.0
移転支出	613	14.5
利子の償還費	585	13.8
合 計	4,230	100.0

*出所：compte de la Nation 1989

地方公共団体の種類別に経常支出の内訳を見ると次のとおりである。

ア 市町村では、小学校の維持管理、家庭ごみの収集、都市公共交通、下水道、市町村道の維持・清掃、スポーツ・文化事業等数多くの公役務を行っており、経常部門の支出は市町村の総支出の60%に達する。

イ 県では、社会扶助手当(allocation d'aide sociale)等の移転支出や社会福祉施設の人件費などの経常部門の支出に、県の総支出の3分の2を割り当てている。

ウ 州は、もともと経済団体的性格が強く、投資部門の比重が大きいため、その反面

経常部門の占める割合は43%にすぎない。しかし、地方分権化法の制定以降、その比率は上昇してきている。

表-4 経常支出の地方公共団体の種類別構成比

	金 額 (億フラン)	構成比 (%)
市町村及び 市町村間広域行政組織	2,220	67
県	958	29
州	124	4
合計	3,302	100

* 出所 : Direction général des collectivités locales, 1987

- ① 人件費(frais de personnel) 人件費には、職員の給料のほか、地方公共団体職員年金金庫(caisse nationale de retraite des agents des collectivités locales, CNRACL)への分担金の支払い等の社会保険費が含まれる。1989年度では経常支出の41.7%を占めている。人件費は、1970年代初めから、地方公共団体の総支出の伸びを上回って上昇し続けたが、それは、1985年までの国内総生産を上回る給与の伸び、1976年から1986年までの間における38%の人員増及び社会保険費の増大等によるものであった。しかしながら、近年はこれらの要因がなくなり総支出の伸びに接近しつつある。1989年度から1990年度にかけての人件費の伸びは6%と推計されている。

ア 地方公務員は1988年1月1日現在で117万7千人を数え、フランスの全雇用人口の5%を占めている。

イ 市町村は地域における主要な雇用主であり、その人件費は経常支出の42%を占める。近年では、清掃、公園の維持管理、給水、ごみ収集などが民間委託されることも多くなってきている。

ウ 県も同様に、社会福祉事業においては地域の主要な雇用主である。

エ 州は地方分権化法以降に地方公共団体になったこともあり、雇用の規模としては小さいが、分権化により、人件費は1980年度から1987年度にかけて1.300%増え、常勤職員数も1984年度から1988年度にかけて2倍に増加した。

- ② 管理費 主な項目としては以下のものがある。

ア 食料品費及び消耗品費 学校給食用の食料品、燃料、事務用品等

イ 租税負担 公役務に供されない不動産に課せられる既建築固定資産税・未建築固定資産税、車両税、印紙税等

ウ 工事費及び外部委託費 請負工事費、賃借料、光熱水費、保険料等
エ 一般管理費及び交通費 祭典・儀式費、印刷費、通信費等
上記のうちウ及びエで管理費の75%以上を占める。

- ③ 負債に係る利子の償還費(charges d'intérêt de la dette) 負債に係る利子の償還費は経常支出に計上され、元本の償還費は投資支出に計上される。予算の項目としては金融費(用)(frais financiers)として計上される。金融費は1970年代半ば以降大きな伸びを示し、地方財政の重い負担となってきている。(4収入(3)地方債を参照。)

- ④ 移転支出(charges de transfert) 公法上、私法上の様々な団体への補助金のように、地方公共団体が伝統的な領域(特に社会扶助など)で行っている行政措置に関する支出が移転支出と呼ばれるものである。法律でいくつかの義務的な支出が定められているが、それ以外の領域への財政支出が禁止されているわけではない。

ア 保健・社会福祉事業 同事業を行うのは、県と市町村である。

1) 県の役割

社会給付、とりわけ社会扶助費は、県の経常支出の45%を占め、1987年度で約420億フランにのぼる。しかしその金額はここ10年以上ほぼ一定しており、県の予算総額に占める割合は減る傾向にある。県は、幼児、未成年者、家族への社会扶助や老人、障害者への援助等について責任をもつ。それらの領域においては、国によって基礎給付額が定められている。

保健衛生の領域においては、伝染病予防、ガン検診、法定予防接種等の直接サービスを提供するものが多い。これらの事務が1982年の地方分権化法等により、国から県に移管されたことに伴い、国の機関であった県社会事業局(direction départementale des affaires sociales, DDASS)の業務と人員が県に移譲された。

県の行う保健・社会福祉事業には、国と市町村から財政援助がある。国は、毎年地方分権化一般交付金を交付し、市町村は、県社会扶助割当額制度(contingent départemental d'aide sociale)により、社会福祉事業に必要な額の約15.3%を負担している。

2) 市町村の役割

市町村は、上記の県社会扶助割当額の支出のほかに、公施設法人である市町村社会活動センター(centre communal d'action sociale, CCAS)へ補助金を交付している。さらに地方公共団体によっては任意に、同センターを通じて保育所や託児所の活動支援や老人世帯への家事の援助などを行っている。

イ 教育施設の維持管理

市町村においては小学校、県においては中学校、州においては高校の維持管理に関して支出される。その総額は、1986年の権限委譲時において、中学校へ

は16億フラン、高校へは23億フランと推計される。

ウ 職業教育

地方分権化法により、職業教育に関しては州が権限をもつようになり、州は、州職業計画を策定し、職業教育機関に対して財政援助を与える。その総額は1989年度で25億フランと推計される。

エ 文化・スポーツ事業

1983年の権限委譲法では、図書館、博物館、古文書館及び芸術教育施設が市町村と県の権限に属すると定められた。人口1万人以上の市町村における文化・スポーツ事業費は、1987年度で市町村の経常支出の17%を占めている。

オ 経済活動

雇用対策は国の責務であるが、地方公共団体は移転支出という形で古くから管轄区域内の経済活動へ挺入れを行ってきた。

1) 経済介入の方法

I) 直接及び間接援助 援助の仕方としては、奨励金、補助金、貸付け、利子の補給、土地・建物の購入等直接援助による方法と土地・建物の購入及び賃貸に関する値引き、債務保証等間接援助による方法とがある。

II) 経営難企業への援助 1985年度には経済援助総額の5.8%、1988年度には0.7%を占めるに過ぎない。1988年1月5日法は、原則として市町村に対して、企業の有利になる介入を禁じた。

III) 債務保証 債務保証残高は約1,600億フランに及んでおり、そのうち90%近くが低家賃住宅公社(habitation à loyer modéré, HLM)等住宅部門の機関によって締結された債務に対するものである。1986年度から1987年度にかけて、地方公共団体が支払った金額は240%も増えており、上記1988年1月5日法は債務保証の上限をすべての地方公共団体について経常収入の50%として市町村及び県に対する制限を厳しくした。

IV) 工業・手工業地域の造成

V) 税の免除 地方公共団体は地方税の税率を自由に決定できるほか、一定の場合に一定の期間職業税及び既建築固定資産税を免除することができる。

2) 経済援助の総額 1984年度の44億フランから1988年度の88億フランに倍増している。

3) 地方公共団体の役割

I) 市町村 経済援助のうちで、市町村の援助が47%を占め、41億フランに達している。その援助はとりわけ工業・手工業地域の造成に集中している。

II) 県 1987年度で21億フランの経済援助総額のうちの45%が補助金である。特に工業、商業、住宅の分野への補助金が多い。

III) 州 経済団体的な州創設の経緯から、経済援助における州の役割は重要である。州自身が25億フランの援助額のうちの25%を交付し、さらに国の国土整備助成金(primes d'aménagement du territoire)を交付する役割を担

っている。州に固有の助成金としては、企業創設助成金(primes régionales à la création d'entreprises, PRCE)と雇用助成金(primes régionales à l'emploi, PRE)がある。

(2) 投資支出(dépenses d'investissement) 投資部門の支出は大別して、地方公共団体が直接行う施設整備に係る経費、地方債に係る元本の償還費、施設整備補助金等の三つに分かれる。地方公共部門の投資支出は、1988年度において公共投資総額の71.7%を占めている。予算の経常部門と投資部門はまったく独立したものではなく、経常部門で生じた余剰は投資部門に繰り入れられる。

表-5 1989年度の投資支出

	金額(億フラン)	構成比(%)
直接設備投資	1,430	71.5
地方債の元本の償還費	450	22.5
施設整備補助金等	120	6.0
合 計	2,000	100.0

* 出所: Caisse des dépôts et consignations

地方公共団体の種類別に投資支出の内訳を見ると次のとおりである。

- ア 市町村は地域における主要な投資主体である。すなわち、市町村道を維持管理し、市町村庁舎、体育館、学校、浄水場、図書館等の市町村の施設を建設する。
- イ 県の投資支出は、1985年度に16%、1986年度に20%、1987年度に23%という高い伸びを示している。それは県の積極的な起債による償還費の増大や国の県地方庁とは別個の庁舎の建設、権限委譲による中学校の建設等の理由による。
- ウ 州はとりわけ投資をするよう性格づけられた地方公共団体であり、投資部門の支出は、州支出の57%を占める。

表－6 1987年度の投資支出

	金 額 (億フラン)	構成比 (%)
市町村	1,093	51.3
市町村間広域行政組織	410	19.3
県	466	21.9
州	160	7.5
合計	2,129	100.0

* 出所 : Direction général des collectivités locales

① 直接投資支出(dépenses d'investissement direct) [建設整備費(dépenses d'équipement)ともいう。] 直接投資支出は、地方公共団体の投資支出の72%を占め、その大部分が建物及び公共工事部門からなる。

ア 市町村の直接投資支出は、1988年度に約830億フランであり、人口1万人以上の市町村においては、教育・文化施設が32.5%、道路が23.6%を占めている。市町村は、国からの設備費総合交付金のほか、他の地方公共団体からの財政援助を受けている。特に農村地域市町村は、その開発整備のための県(議会)より補助金の交付を受けることができる。

イ 県の直接投資支出は、1988年度に240億フランに達し、そのうち70億フランが中学校に関するものである。また県道に関する投資も大きな割合を占めている。

ウ 州は従来直接投資をすることはなかったが、教育に関する権限が委譲されて以来、1986年度には26億フラン、1988年度には50億フランを超える直接投資を行っている。

② 建設整備補助金(subventions d'équipement) 建設整備補助金は、自治体間で重なり合う部分を除いて、投資支出の6%を占め、1988年度では県が120億フランを、州が66億フランを市町村に対して支出し、道路、農村開発、交通手段の整備等に使われている。

③ 地方債に係る元本の償還費(remboursement d'emprunts) 地方債に係る元本の償還費は、投資支出の23%を占めている。

3 収 入

地方公共団体の収入は大別して、地方税、国庫助成金、地方債、諸収入の四つに分れる。収入も支出と同様に経常部門と投資部門に分けられ、経常部門の収入には、地方税収入、移転収入（経常費総合交付金等の国庫助成金）、諸収入（事業収入及び財産収入等）があり、投資部門の収入には、移転収入（建設整備費総合交付金等の国庫助成金及び他の地方公共団体からの補助金）、地方債収入、経常部門からの繰入金がある。

1989年度の地方公共団体の収入を見ると、最も多いのが税収入（43.6%）で、移転収入（23.0%）がこれに次ぎ、地方債は4番目で10.5%を占めている。

表－7 1989年度の地方公共団体の総収入

区 分	金額（億フラン）	構成比（%）
税収入	2,742	43.6
移転収入	1,446	23.0
地方債	660	10.5
その他	1,436	22.9
合 計	6,282	100.0

* 出典：Note de conjoncture CDC-CLF 1990

(1) 地方税

① フランスの地方税制度の特色

- ア わが国の地方税法のように地方税について定めた独自の法は存在せず、租税一般法(code général des impôts)が国税とともに地方税についても規定している。
- イ 第五共和国憲法第34条の規定により「すべての性質の租税の基礎、料率及び徴収の態様」が法律事項とされ、租税法律主義が日本より厳しく、日本の法定外普通税のような制度は存在しない。
- ウ 徴税事務は、ごく一部の例外を除いて、国税徴収機関が地方公共団体に代わって行う。
- エ 地方税は地方公共団体の議会の議決した税率に基づいて国税徴収機関が徴収するが、未収金等は国によって地方公共団体に補填される。

② 地方税の種類及び区分

地方税の種類は租税一般法に限定列举されているが、これを以下の区分により分かりやすく整理すると表－8のとおりとなる。

- ア 市町村税、県税、州税
- イ 直接税、間接税

表-8 地 方 税 一 覧

○ 義務税

△ 任意税

区 分	賦 課 団 体			
	市町村	広域行政 組織 (1)	県	州
直接税				
既建築固定資産税	○	○	○	○(2)
未建築固定資産税	○	○	○	○(2)
住居税	○	○	○	○(2)
職業税	○	○	○	○(2)
建設整備特別税 (3)				○
家庭廃棄物収集税	△	△		
清掃税	△			
歩道税	△			
道路舗装税	△			
市町村・県鉱山税	○		○	
高圧線柱塔定額税	○			
間接税				
都市計画税				
地方建設整備税	△	△		
建築基準超過税	○	○	○	
土地利用基準超過税	○	○	○	
県建築・都市計画・環境保全委員会税			△	
県自然環境保護税(地方建設整備付加税)			△	
イル・ド・フランス州地方建設整備税付加税				○
イル・ド・フランス州事務所開設税				○
駐車場非設置税	△	△		
サヴォワ県建設整備特別税			○	
譲渡税				
県土地公示税及び登記税			○	
市町村譲渡税付加税	○			
県譲渡税付加税			○	
州譲渡税付加税				△

	市町村	広域行政組織	県	州
その他				
電気税	△		△	
自動車税 (4)			○	
自動車登録税				○
運転免許税				○
興行税	○			
広告ポスター税	△			
固定広告スペース税	△			
自動車広告税	△			
飲料販売許可税	○			
滞在税・滞在定額税・県付加税	△		△	
市町村カジノ賭博収益税	△			
ボーリング場税	△			
スキー場リフト等施設税	△		△	
ミネラルウォーター税	△			
衛生対策及び食肉市場組織税	○			
畜殺場使用税	△			
狩猟許可税	○			

(注) (1) 市町村間広域行政組織である。

(2) イル・ド・フランス州を含まない。

(3) 実際の賦課団体は、イル・ド・フランス州並びに公施設法人であるバス・セーヌ整備公社及びロレーヌ都市部土地公社である。

(4) コルス州の場合は県でなく同州が賦課団体である。

- ウ 義務税、任意税 賦課徴収が義務付けられているか否かによる区分
- エ 付加税、独立税 賦課徴収を他の税に付加して行うか否かによる区分

③ 地方税収入の状況

ア 課税主体別税収入の状況

1988年度において、地方公共団体の全税収入額のうち57%が市町村、33%が県、7%が州、その他3%となっている。

イ 直接税・間接税別税収入の状況

1988年度の地方税全収入額に占める直接税の比率は約78%であり、そのうちの91%が主要四地方税（未建築固定資産税、既建築固定資産税、住居税及び職業税をいう。以下同じ。）からなる（表－9参照）。課税主体別の直接税の比率は、市町村では84%であるのに対して、県59%、州50%となっている。

ウ 税目別収入の状況

1988年度の税目別収入の状況をみると、最も多いのが職業税（31.4%）、次いで住居税（18.7%）、既建築固定資産税（17.9%）で、これら3税目で全地方税収の約7割を占める。このほかの税目については表－8を参照されたい。

④ 主な直接税

ア 未建築固定資産税(taxe foncière sur les propriétés non bâties)

(7) 税収 未建築固定資産税の税収は1988年度で73億フラン、税収全体に占める比率は3.3%であるが、人口2,000人未満の市町村では税収の15%、人口700人未満の市町村では32%を占めている。

(4) 課税客体 フランスに所在する土地で農地、空地等建築物の用に供されないもの（未建築地）

(ウ) 納税義務者 毎年1月1日現在の未建築地の所有者

(エ) 課税主体 市町村、県、州、

(オ) 非課税措置

1) 公法人の所有地で公用又は公共の用に供され収益を生じないもの

2) 公道、河川

3) 既建築固定資産税が課税されている土地 等

一時的な課税免除

1) 植林された土地（30年間）

2) 干拓された沼沢地（20年間）

3) 15年以上の未開地で新たに開墾された土地（10年間）

(カ) 課税標準 課税標準は土地台帳上の賃貸価格評価額から土地が賃貸されない場合のリスクとして一律20%を控除した額である。評価額は、土地の時価、近隣市町村の賃貸価格、課税機関による直接の評価等に基づき算定される。評価額の改定は、6年ごとの総評価換と3年ごとの修正、さらに毎年の物価上昇率

表-9 1988年度地方税収入

(単位：百万フラン)

区 分	金 額	構 成 比 (%)	
直 接 税			
住居税	41,486	24.0	18.7
既建築固定資産税	39,641	22.9	17.9
未建築固定資産税	7,372	4.3	3.3
職業税	69,810	40.3	31.4
上記4税の合計	158,309	(91.4)	(71.3)
家庭廃棄物収集税	7,507	4.3	3.4
農・商・工等各種会議所経費税(注)	5,768	3.3	2.6
その他	1,574	0.9	0.7
直接税総計	173,158	100.0	(78.0)
間 接 税			
土地公示税及び登記税	16,508	33.7	7.4
自動車税	10,773	22.0	4.9
電気税	5,776	11.8	2.6
譲渡税付加税	7,729	15.8	3.5
自動車登録税	4,142	8.5	1.9
地方建設整備税	1,259	2.6	0.6
建築基準超過税	475	1.0	0.2
運転免許税	237	0.5	0.1
その他	2,021	4.1	0.9
間接税総計	48,920	100.0	(22.0)
地方税総計	222,078	—	100.0

出所：内務省地方自治体総局地方税課

(注) 農・商・工等各種会議所経費税は公施設法人である各種会議所の税であり、
地方公共団体への税ではない。

に応じた調整によって行われることとなっている。しかしながら、実際には未建築固定資産税に関しては1961年の最初の総評価以来一度も6年ごとの総評価換は行われておらず、また、3年ごとの修正についても1980年以降行われていない。

- (+) 税率 税率は当該地方公共団体の議会において決定されるが、一定の例外を除き、後述の住居税の税率と同一でなければならない。また、市町村の場合、県内の市町村の前年度の平均税率の（全国平均税率の方が高い場合にはその）2.5%を超えてはならない。

イ 既建築固定資産税(taxe foncière sur les propriétés bâties)

- (7) 税収 1988年度の同税収は396 億フラン（全税収の17.9%）で1980年度の2倍以上の額となっている。。

- (i) 課税客体 フランスに所在する建築物及びその用に供される土地（既建築固定資産）

- (ii) 納税義務者 毎年 1月 1日現在の既建築固定資産の所有者

- (j) 課税主体 市町村、県、州、

- (k) 非課税措置

- 1) 公法人の所有する固定資産で公用又は公共用に供され収益を生じないもの
- 2) 農村の建築物 収穫物の倉庫、家畜小屋等
一時的な課税免除

- 1) 新築の建物（2年間）

- 2) 不動産取得融資により購入された住宅（10年間）

- 3) 低家賃住宅及び賃貸住宅融資を受けた賃貸住宅（15年間）

約19%の既建築固定資産が一時的な課税免除を受けている。

- (k) 課税標準 課税標準は土地台帳上の賃貸価格評価額から固定資産の維持、修理、減価償却等に要する経費を考慮して一律50%を控除した額。評価額は未建築固定資産税と同様の方法で改定されることとなっているが、総評価換は1973年以降、修正は1980年以降行われていない。評価額は、基準物件を基にして一定の係数を乗じるか、通常の賃貸価格で賃貸されている場合には、1970年 1月 1日現在の賃借料を基に計算されるか、あるいは課税機関により直接に評価されるかの方法で算定される。

- (+) 税率 税率は主要四地方税の税率に関する一定の条件の範囲内で、地方議会が決定する。ただし、市町村の場合、県内の市町村の前年度の平均税率の（全国平均税率の方が高い場合には）その2.5%を超えてはならない。

ウ 住居税(taxe d'habitation)

- (7) 税収 1988年度の税収は、国による72億フランの減税補填分を含めて415 億フランであり、税収全体に占める割合は18.7% である。

- (イ) 課税客体 居住用の家屋
- (ウ) 納税義務者 毎年 1月 1日現在の家屋の居住者で、その家屋の所有者であると賃貸人であるとを問わない。

(エ) 課税主体 市町村、県、州、

(オ) 非課税措置

- 1) 納税者の個人用の住居に属さない部分に職業税が課税されている場合
- 2) 学校の寄宿舍
- 3) 科学研究、教育、福祉を目的とする公施設法人

(カ) 課税標準 市町村税と州税については、当該家屋の土地台帳上の賃貸価格の評価額である。未建築、既建築固定資産税の場合のように経費や賃貸されない場合のリスクのための控除はないが、後述の人的控除が認められている。評価額の改定については、未建築固定資産税・既建築固定資産税と同様の方法で行われるが、実際には長く実施されず、毎年の物価上昇率に応じた加算が適用されているのみである。

県税については、1990年に改革が行われ、課税標準が土地台帳上の評価額から居住者の所得に変更され、主たる住所地において課税されることとなった。

(キ) 税額算定 市町村税と州税については、大衆課税という性格を考慮して、いくつかの控除が認められている。

- 1) 扶養家族控除 義務的控除で 2人目まで 1人につき当該市町村の住居の平均評価額の10%、3人目以降は 1人につき同15% が控除される。なお市町村はその控除率を最高10% 加算することができる。
 - 2) 一般控除 任意的控除（約20% の市町村で適用）ですべての納税者に5%、10%、15%、の控除率が適用される。
 - 3) 特別控除 任意的控除で所得税が課税されていない人を対象に5%、10%、15% の控除を行う、等
- 税率については既建築固定資産税の場合と同様に決定される。

(ク) 税額の減免措置

- 1) 前年度所得税が課されていない納税者は1988年度で税額が1260フランを超える部分について、30% の減額を受けられる。
- 2) 前年度所得税が課されていない納税者で、60歳以上の者、障害者、寡婦については全額免除される。

エ 職業税(taxe professionnelle)

(7) 税収 1988年度の税収入は総額で698 億フランであり、地方税収の中で最大のシェア (31.4%) を占めている。

(イ) 課税客体 給与生活者としてではなく職業活動を営む自然人及び法人

(ウ) 納税義務者 毎年 1月 1日現在で職業活動を行っている者

(エ) 課税主体 市町村、県、州、

(オ) 非課税措置

- 1) 公法人
- 2) 農民及び農業経営体（3人未満の給与生活者を有する）
- 3) 協同組合
- 4) 使用人を有しない職人
- 5) 私立の教育施設
- 6) タクシーの運転手、漁師、助産婦、芸術家、等
一時的な課税免除

- 1) 人口2,000人未満の市町村で開業した医師（2年間）
- 2) 地域開発施策により指定地域に立地した企業（5年間）

(カ) 課税標準 事業用に納税者によって使用される有形固定資産の賃貸価格の評価額と支払われた給与総額の18%の合計額

上記課税標準からさらにその課税標準額の16%の控除等が行われる。

(キ) 税額算定 課税標準に地方公共団体の議会が議決した税率をかけて税額が決定されるが、以下の場合にはその額が変更される。

- 1) 基準物件の住居税額（約1,000フラン）より低い場合、その額に変更する。
- 2) 納税者が生み出す付加価値の4.5%を超える場合、4.5%の額とする。
- 3) 1975年当時存在していた企業であれば、当時の営業税額の170%を超える場合、170%の額とする。
- 4) 前年度の税率が全国平均より低い場合、税額が平衡化税額に引上げられる。
その増額分は職業税平衡化基金に繰入れられる。

税率は主要四地方税の税率に関する一定の条件の範囲内で地方議会が決定するが、前年度の全国平均税率の2倍を超えることはできない。

(ク) 職業税の平衡化 職業税は経済活動に対する税であり、地方公共団体間の格差が最も大きく現れることから、豊かな地方公共団体から税収の少ない地方公共団体へ再配分（＝平衡化）する制度が設けられている。

- 1) 職業税平衡化全国基金(fonds national de péréquation de la taxe professionnelle, FNPTP)

上記(キ) 4)の税額と国の補助金により運営され、同基金の1988年度の収入は20億フラン（うち税額13億フラン、国の補助金7億フラン）にのぼっている。同基金は住民による納税力が平均以下で、徴税努力が平均以上の地方公共団体に75%以上の15億フランが配分されている。しかし市町村の50%に配分されているので、1団体当たりの額は十分とは言えない。また同基金の20%は課税基盤である企業が倒産又は撤退した市町村に対して配分される。さらに、残りの5%は税収の低下により深刻な財政状況にある市町村に配分される。

- 2) 県による平衡化

港湾施設、原子力施設、製鉄所、水力発電所等の大規模施設から税収を得

る県は、それらの施設が設置されている市町村等に配分する。

オ 家庭廃棄物収集税(taxe d'enlèvement des ordures ménagères)

家庭廃棄物の収集を行っている市町村及び市町村間広域行政組織は、家庭廃棄物収集税を徴収することができ、実際に約40%の市町村が課税している。課税標準は既建築固定資産税と同じである。税収額とこれに連動する税率は市町村が決定する。1987年度における税収は72億フランで、市町村及び市町村間広域行政組織の税収入の5.5%を占めている。

⑤ 地方直接税に関する国との関係

地方税に係る国の経費（1987年度）

収 入	億フラン	支 出	億フラン
加算税及び延滞税	27	課税標準及び徴税に係る支出	55
課税標準及び徴収に係る分担金	60	減税分及び未収金に係る保証分	194
減税分及び未収金に係る分担金	41	補償金	200
総 計	128	総 計	449

ア 課税標準及び徴税の業務

地方税のすべての税の課税標準と地方間接税の徴収に関する業務については経済・大蔵省の税務総局が所管し、地方直接税の徴収に関する業務については同省の公会計局がそれぞれ所管している。地方公共団体はいわばその対価として、国に地方直接税収の4%に当たる分担金を支払う。国はさらに滞納者からの加算税と延滞税を受取る。

イ 減税分及び未収金に係る補償

議会によって議決された税収額は、次のような場合には徴収できなくなる。

(7) 納税者の失踪、死亡、破産等の場合

(4) 税の減免措置の場合

- 1) 80フラン未満の税額は徴税経費がかえって高くなるため徴収されない。
- 2) 課税標準業務に誤りがあった場合
- 3) 立法による減税

国は税の徴収がどんなに困難であろうとも、また減税による税の軽減措置があろうとも、地方公共団体が議決した税収額を保証する。未収金（地方税の約0.7%が未収金である）や減税の対象となった税額は国によりその総額が補填される。ただし住居税の補填は1982年以来行われていない。地方公共団体はこれら減税及び未収金分として、職業税、既建築固定資産税及び未建築固定資産税の議決税収額の3.6%（1987年度で41億フラン）を国に支払っている。

る。しかしながら、これは国の実損の 5分の 1をカバーするにすぎないといわれる。

ウ 補償の考え方

租税法律主義は憲法で規定され、国会は地方税の仕組みを変更することができる。実際、国は課税標準を変更し、地方公共団体の財源を減少させることがよくあるが、その額が大きい場合には、国は地方公共団体のその損失分を自らの負担において補償しなければならない。上記の国の実損が全部カバーされていないのもこういった考え方が背景にある。この考え方から国が立法行為によって地方公共団体の財源を減少させる際、積極的に補償措置を講じたものとして、固定資産税の一時的な課税免除、職業税率の全国平均税率の 2倍の上限設定等に係る補償がある。(1987年で前者36億フラン、後者164 億フラン)

⑥ 主な間接税

《地方分権化改革前からの間接税》

ア 地方建設整備税(taxe locale d'équipement)

1967年創設の市町村の任意税で、建築許可を要する建築物の建設や拡張の際、国の計算表により算定したその用地及び建築物の評価額を課税標準として、1%から5%の範囲内の税率で課税する。

イ 電気税(taxe sur l'électricité)

1926年創設の任意税で、フランス電力公社が弱・中電力の配電に対して課税し、市町村と県に配分される。税収は1987年度で58億フランである。

ウ 建築基準超過税及び土地利用基準超過税

(taxe versement pour dépassement du plafond légal de densité et participation pour dépassement du coefficient d'occupation des sols)

市町村は、都市計画法の規定により建築主に法定上限密度と土地占有係数を超える建築を許可する代わりに、税を課すことができる。税収は市町村、県、州で配分され、1987年度で 5億フランである。

エ 譲渡税付加税(taxe additionnelle aux droits de mutation)

(7) 市町村税は国税である譲渡税(不動産、不動産に係る権利、有体動産等の有償譲渡に課される)に付加して徴収される義務税である。税収は1987年度で32億フラン。

(4) 県税は県の譲渡税である県土地公示税及び登記税への付加税ではなく、国税である譲渡税に付加して徴収される義務税である。税収は1987年度で 7億フラン。

(9) 州税は、県によって徴収される県土地公示税及び登記税への付加税であり、任意税である。税収は1987年度で30億フランあり、州の税収の22% を占める。

《地方分権化に伴い国から委譲された間接税》

地方分権化法等に基づく権限委譲に伴う地方公共団体の負担増を財政的に補償する一環として、1983年から1985年にかけて以下の三つの国税が地方公共団体に委譲された。委譲された税は県と州の税収においてそれぞれ大きな比率を占めている。

オ 自動車税(vignette automobile)

(7) 課税客体 登録されている自動車

(イ) 課税主体 県

(ウ) 非課税措置

- 1) 25年以上経過している車両
- 2) 車両税を課税されているトラック等の車両
- 3) 公共輸送に供される車両
- 4) タクシー、霊柩車、廃棄物運搬車、救急車等

(エ) 税額の減額措置

5年以上経過している車両は税額を50% 減額される。

(オ) 税額の決定

県は 4馬力以下の自動車の税を決定できる。それ以外の場合には国が決定した乗数を当てはめて計算した税の5%範囲内で変更できるに過ぎない。

カ 自動車登録税(taxe sur les carte grises)

(7) 課税客体 自動車登録証

(イ) 課税主体 州

(ウ) 非課税措置

- 1) 国の所有する車両
- 2) 外交官等の車両
- 3) 展示用の車両等

(エ) 税率 州議会によって馬力に応じ決定される単一税率

キ 土地公示税及び登記税(taxe départementale de publicité foncière et droit départemental d'enregistrement)

1984年に非居住用の不動産分が、1985年に居住用の不動産分がそれぞれ県に委譲された。県は抵当権設定の公示税及び不動産の売買に係る登記税からの税収を得る。税率は不動産の性格等によって0.6%から15.4% であるが、国の制限の範囲内で税率を変更できる。税収の60% が居住用の不動産の売買に係るものである。

(2) 国庫助成金

地方公共団体に対する財源保障と地方公共団体間の財政力の格差の是正を図ったり、国が一定の施策を推進したりするために国から各種の交付金、補助金等助成金の交付が行われている。1990年度の国庫助成金額は約2,100億フランであり、国の一般予算における歳出額の約20%以上を占めている。

国庫助成金額の1990度の内訳は表-10のとおりとなっている。このうち、最も規模の大きいものは、1979年に設けられた「経常費総合交付金」であり、全体の39.1%を占めている。この交付金の名称中の「総合」(global)とは、以前各省ごとにバラバラに設けられていた数多くの補助金を統括したことを表している。この総合化によって補助手続きの簡素化が図られるとともに各地方団体は用途を特定されずに用いることができるようになった。

この経常費総合交付金は「経常部門」に計上されているものであるが、「投資部門」においても各種特定補助金の総合化を図るため1983年に「建設整備費総合交付金」が設けられた。しかしながら投資部門全体におけるその比重は低く、経常部門ほどその総合化は進んでいない。

以下、表-10の4つの分類項目(① 経常的経費助成金、② 法定減免税補償、③ 投資的経費助成金、④ 権限委譲に伴う財源補償)に従って、個々の交付金等について説明することとする。

① 経常的経費助成金 経常的経費助成金には、経常費総合交付金、教職員特別交付金及び特定補助金がある。1990年度の総額は902億フランであり、そのうち経常費総合交付金は91%を占めている。

ア 経常費総合交付金(dotation globale de fonctionnement) (以下「DGF」と略す)

国庫助成金のうちで最も比重の高いDGFは1979年に創設されたが、その目的は次3つであった。① DGFの原資を、経済活動の発展に応じ十分伸びる税(すなわち付加価値税)とすること(従前の交付金(versement représentatif de la taxe sur les salaires=VRTS)の原資は給与税であった)。② 従前の交付金(VRTS)との連続性を確保するため、激変緩和措置を講ずること。③ 地方団体間の財政力の不均衡を考慮して均衡化制度を強化するとともに、特殊事情をよりよく反映したものとする。

その後、制度の手直しはあったものの、基本的な考え方は今日も変わっていない。

DGFの交付先は、市町村及び市町村間広域行政組織並びに県である(ただし、州のうちイル＝ド＝フランス州(パリ市を包含する州)のみは例外的にDGF(県交付分の一部)が交付されている)。

表-10 国の対地方公共団体助成金一覧（1990年度）
（単位；千フラン）

経常的経費助成金	
経常費総合交付金	82,150,709
教職員特別交付金	3,225,687
職業税平衡化全国基金	797,145
各省庁補助金	4,005,220
計（1）	90,178,761
法定減免税補償	
職業税減税補償交付金	21,801,382
既建築固定資産税免税補償	2,604,000
その他法定減税補償	15,620,000
計（2）	40,025,382
投資的経費助成金	
建設整備費総合交付金	5,121,429
付加価値税補償基金	15,073,000
交通反則金交付金	700,000
各省庁補助金	3,228,510
国庫特別勘定補助金	1,091,000
計（3）	25,273,939
権限委譲に伴う財源補償 交付金	
地方分権化一般交付金	12,890,032
学校施設整備州交付金	2,438,418
中学校施設整備県交付金	1,206,271
職業教育・実務研修交付金	2,461,473
国税の地方税化	35,300,000
計（4）	54,296,194
合 計	209,774,276

出所；経済・大蔵省

各地方公共団体に対しては、1年に一度交付される下記の特別交付金と最低伸び率保障分を除き、交付額全体を12等分したものが各月に交付される。

(7) D G F の総額

国税である付加価値税 (T V A) の一定割合を原資とする。その伸び率は従来 T V A の伸び率にリンクされていたが、1990年度の予算法 (loi de finances) 第47条によって、1992年度以降は、消費者物価指数の年平均伸び率と国内総生産 (produit intérieur brut) の成長率の3分の2 (ただし、プラスの場合のみ) を合算したものが新しい伸び率として適用されることとなった (併せて、教職員特別交付金及び地方分権化一般交付金 (いずれも後述) にも同じ伸び率が適用されることとなった)。また、1990年度は予想インフレ率 (2.5%) 1991年度は予想インフレ率と国内総生産の成長率の50%を合算したものが暫定伸び率として設定された。

(4) D G F の市町村、県間の配分

まず、D G F 総額から地方財政委員会 (comité des finances locales) (注) の運営経費及び労働組合専従職員の給与相当額 (当該給与を負担した地方団体に交付される) を控除し、その残額を前年度の市町村と県の D G F の金額に比例して市町村・県間で配分する。

(注) 地方財政委員会 (comité des finances locales) は、地方財政の状況を監視し、検討するために1980年に創設された。D G F に関しては、総額及び配分の方法についての諮問を受けるとともに次に述べる特別交付金について決定を行う。構成員総数40人のうち29名は議員である。

(5) D G F の市町村分

D G F の市町村分の配分に当たっては、まず次の2種類の控除が行われる。

I 特別交付金分 (concours particuliers)

市町村の D G F 総額の2%から3%の間で、毎年、地方財政委員会が定めた額が交付される。その種類としては、① 観光地・温泉場を有する市町村に対する交付金、② 特に観光客の多い2000人以下の市町村に対する特別交付金、③ 中核都市 (villes-centres) に対する交付金、の3つがある。

II 最低伸び率保障分 (garanties)

最低伸び率保障とは、市町村の場合、次に述べる基礎交付金、調整交付金及び補償交付金の、その広域行政組織の場合、前二者の交付を行う場合に、D G F 全体の伸び率の最低55%を保障するものである。例えば、1990年度の場合、D G F 全体の伸び率は2.5%であるので、1.37%までの伸び率の保障を行うこととなる。

次に、上記の控除後の残額から市町村間広域行政組織に係る D G F 分が控除され、その残高 (以下 S c という。) が次の3つの交付金により市町村間に配分される。

I 基礎交付金(dotation de base) (Scの40%)

各市町村ごとの交付額は、基礎交付金総額の人口1人あたりの平均交付額に、加重係数(coefficient de pondération)及び交付先の市町村の人口を乗じることによって得られる。加重係数は、人口段階ごとに付与され、その値は人口数が多くなるにつれ高く設定されている。例えば、人口0人～499人の場合の係数は1、20万人以上の場合には2.5となっている。

II 調整交付金(dotation de péréquation) (Scの37.5%)

市町村間における税収入額及び住民の税負担能力の不均一等の状況を考慮し、次の2つの部分から構成されている。

○ 第1部 (Scの30%)

各市町村の納税力(potentiel fiscal)と徴税努力(effort fiscal)の組み合わせによって計算される。

各市町村の納税力とは、当該市町村における主要4地方税(17頁参照)の課税標準(前年度実績)に対し、各税の全国平均税率(前年度)を乗じて得られた税収入見積額をいう。すなわち、

$$D = V_h \times T_1 + V_n \times T_2 + V_b \times T_3 + V_p \times T_4$$

ただし、

D ; 納税力

V_h ; 住居税課税標準

V_n ; 未建築固定資産税課税標準

V_b ; 既建築固定資産税課税標準

V_p ; 職業税課税標準

T₁ ~ T₄ ; 主要4地方税全国平均税率

これをもとに、当該市町村の人口1人当たりの納税力が人口段階ごとに設定された平均納税力からどれほど乖離しているかを示す指標は、次の計算式によって求められる。

$$Z = \frac{P_g - P_c}{P_g}$$

ただし、

Z ; 納税力乖離率

P_g ; 人口段階別平均納税力(人口1人当たり)

P_c ; 当該市町村納税力(人口1人当たり)

さらに、徴税努力とは、納税力(ただし、職業税に関する部分を除く)に対する前年度税収実績(主要4地方税から職業税を除き、家庭廃棄物処理税(料)を加えたもの)の比率で表されたものをいう。すなわち、

$$N (= V_h \times t_1 + V_n \times t_2 + V_b \times (t_3 + t_4))$$

$$E = \frac{D (= V_h \times T_1 + V_n \times T_2 + V_b \times T_3)}{N}$$

ただし、

E ; 徴税努力

D ; 納税力

N ; 前年度税収実績

t1～t3 ; V_h、V_n、V_b にそれぞれ対応する当該市町村課税率

t4 : 当該市町村家庭廃棄物処理税（料）率

以上の指標を組み合わせることによって、第1部の額が算定される。

すなわち、

$$\text{第1部の額} = A \times E \times P (1 + Z)$$

ただし、

A ; 第1部の全国平均交付額（人口1人あたり）

E ; 当該市町村徴税努力

P ; 当該市町村人口

Z ; 当該市町村納税力乖離率

この計算式からも明らかのとおり、第1部の額は、当該市町村の徴税努力及び納税力の平均から乖離率が増えるに従って増加する。

○ 第2部（Scの7.5%）

各市町村の人口1人当たりの課税所得額をもとに計算される。すなわち、

$$A \times [1 + (R_g - R_c) / R_g] \times P$$

ただし、

A ; 第2部の全国平均交付額（人口1人あたり）

R_g ; 人口段階別平均課税所得額（人口1人あたり）

R_c ; 当該市町村平均課税所得額（人口1人あたり）

P ; 当該市町村人口

したがって、当該市町村の課税所得が少ないほど交付金額は多くなる。

Ⅲ 補償交付金(dotation de compensation) (Scの22.5%)

市町村における次の3つの実態をもとに計算される。

① 義務教育就学及び就学前児童数（補償交付金額の4.5%）

② 指定道路の総延長（補償交付金額の4.5%）

③ 社会住宅(logement sociaux)数（補償交付金額の13.5%）

(1) DGF県分

DGF県分の配分に当たっては、まず、次の2種類の控除が行われる。

I 最低経常費交付金(dotation de fonctionnement minimale)

人口1人あたりあたりの平均納税力が全ての県の人口1人あたりの平均納税力の60%以下又は平方キロメートル当たりの平均納税力が全ての県の平方キロメ

ートル当たりの平均納税力の40%以下の県に配分される。その額は地方財政委員会によって定められる。1989年現在で25の県がその対象となっている。

II 最低伸び率補償分 (g a r a n t i e)

市町村の場合と同様の計算が行われる。

上記の控除後の残高（以下S dという。）が次の2つの交付金により各県間に配分される。

I 定額交付金(dotation forfaitaire) (S dの45%)

各県への配分額は当該県の前年度の定額交付金額に当年度の定額交付金額の総額の対前年度伸び率を掛けたものである。

II 調整交付金(dotation péréquation) (S dの55%)

この交付金は次の2つの部分からなる。

○ 各県の納税力を基準に配分する分（調整交付金の40%）

この部分は、次の算式により各県の納税力を基準として配分される。

$$A \times P \times \left(1 + \frac{P_g - P_d}{2 P_g} \right)$$

ただし、

A ; 全国県平均交付金額（人口1人あたり）

P ; 当該県人口

P_g ; 全国県平均納税力（人口1人あたり）

P_d ; 当該県平均納税力（人口1人あたり）

○ 各県の世帯に課される税額を基準に配分される分（調整交付金の60%）

この部分は、1985年11月29日法第32条に列挙された世帯に課される税額に比例して配分される。

以上のD G Fの配分を分かりやすく図で示すと図-2のとおりとなる。

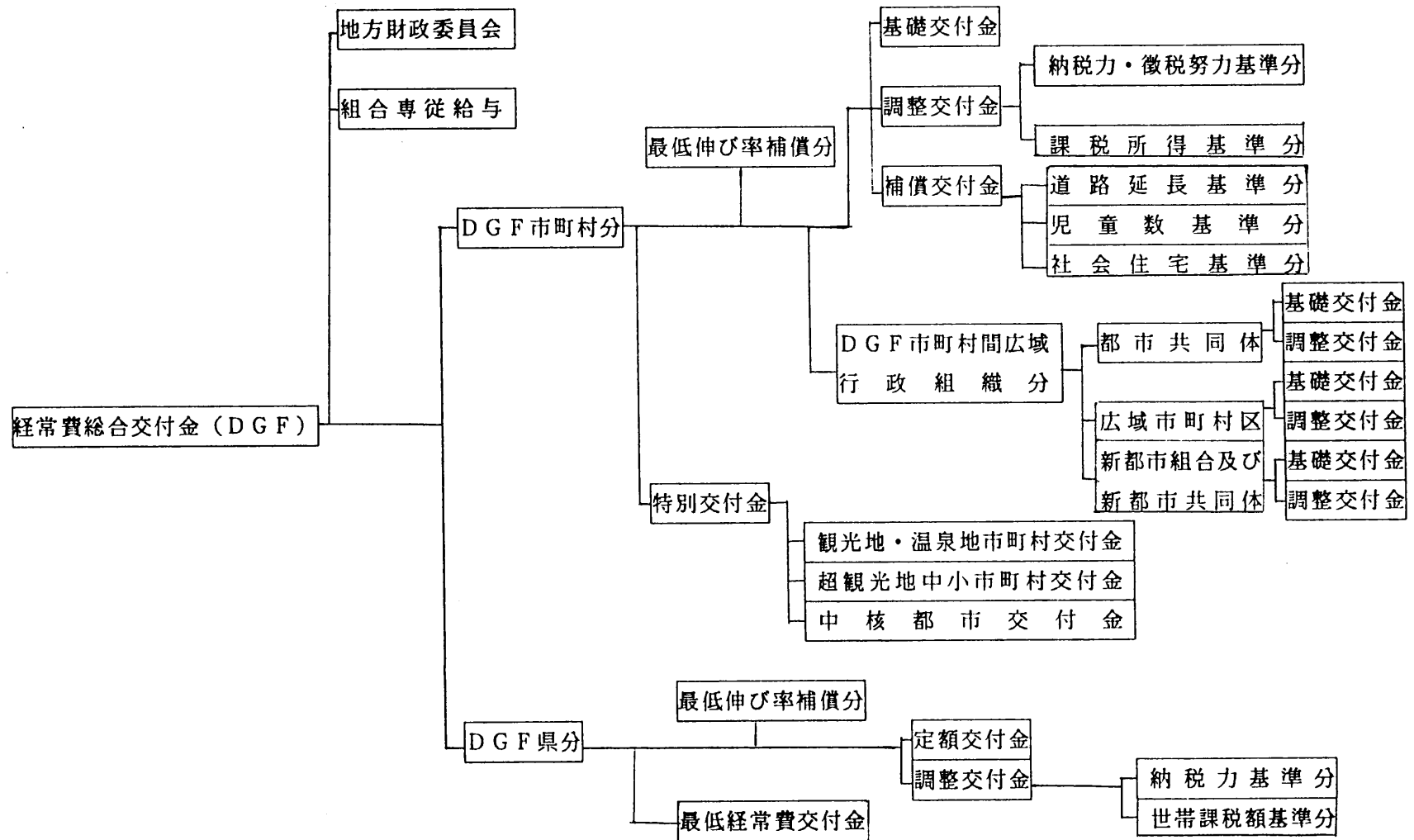
イ 教職員特別交付金(dotation spéciale instituteurs)（以下「D G I」と略す）

D G Iは、教職員の住居を確保するための市町村負担の経費を補償することを目的として創設された。1983年にD G Fに組み込まれたが、1986年に再度別個の交付金となった。1990年度の総額は約32億フランで経常的経費助成金の約3.6%を占めている。

D G Iは、次の2つの部分からなる。

ひとつは、市町村が管理し、教職員が実際に居住する住宅に係わる経費を補償すること

図－２ 経常費総合交付金の配分チャート



を目的として市町村に1年に1度交付されるものである。

他は、教職員住宅に住まず、市町村から住居手当を支給されている教職員に月々交付されるものである。なお、その交付は、全国地方公務員センター(centre national de la fonction public territoriale)を通じ、直接、該当教職員に対して行われる。

ウ 特定補助金

DGFに統合されていない経常部門の特定補助金は、1990年度で総額約40億フラン、経常的経費助成金の約4.5%ほど残っている。これら特定補助金はかなりの省庁から交付されているが、総額の半分以上は連帯・保健・社会保護省(県負担の社会扶助・医療扶助支出に係わるもの)及び農林省(森林に関する介入政策に係わるもの)から交付されている。

② 法定減免税補償 (compensations d'exonération et de dégrèvements législatifs)

法定減免税に係る補償は、1990年現在で400億フランに達するが、その半分以上(約220億フラン)は職業税減税補償交付金である。この他には、既建築固定資産税免税補償とその他の措置に対する補償がある。

ア 職業税減税補償交付金(dotation de compensation des allègements de bases de taxe professionnelle)

1987年に創設されたこの交付金は、職業税(20頁参照)の課税標準の縮小に基づく地方公共団体の減収分を補償することを目的としている。1987年以前は、職業税平衡化全国基金(fonds national de péréquation de la tax professionnelle)がこの機能を果たしていたが、現在同基金は、文字どおり職業税収入の地方公共団体間格差を是正するという平衡化の機能のみ果たすこととなり(21頁参照)、この交付金との役割分担がなされている。

職業税の課税標準の縮小には、雇用又は投資の促進を目的とするものと1987年の予算法によって定められた課税標準からの16%控除がある(21頁参照)。

イ 既建築固定資産税免税補償(compensation des exonérations de taxe foncière sur les propriétés bâties)

これは、既建築固定資産税について、法の規定による一定期間の免除又は一定条件のもとに新建築物に適用される免除によって市町村又はその広域行政組織が被る減収(19頁参照)の一部を補償することを目的としている。

ウ 合併市町村に対する税収補償

市町村の合併を促進するため、5年間に限り、合併後の市町村に税収補償を与えるものである。具体的には、合併後の市町村が合併関係市町村が用いていた税率の平均税率を採用すると仮定した場合に得られる税収が合併前年に合併関係市町村が得ていた税収入を下回る場合にはその差額を補償するという形をとる。

③ 投資的経費助成金

1990年度の国からの投資的経費助成金総額は約253億フランであるが、このうち主要部分(59%)を占めるのは「付加価値税補償基金」(150億フラン強)であり、この他特定補助金(約43億フラン、約17%)も相当程度存在している。一方これらの補助金の総合化を目的として創設された「建設整備費総合交付金」は、1990年度で約51億フラン、全体の20%以下にすぎない。

これらの国からの助成金以外に県及び州から市町村に交付される補助金がある。

ア 付加価値税補償基金(fonds de compensation pour la TVA = F C T V A)

これは、地方公共団体が建設整備費支出に伴い支払った付加価値税分の償還を行うことを目的として、1976年12月29日法及び1977年10月28日のデクレに基づいて設立された。

交付対象者は、法によって限定列挙されている。そのうち主なものをあげると次のとおりである。

- ・地方公共団体
- ・地方公共団体間広域行政組織
- ・公社(régie)
- ・市町村社会活動センター(centre communal d'action sociale)
- ・全国地方公務員センター(31頁参照)

交付対象経費は、原則として、交付対象者が自らのために直接行った、TVAを含む建設整備費支出(前年度決算採択分、すなわち、前々年度分の支出)である。ただし、交付対象者の委任に基づいて行われた支出はその対象となる。この委任者としては、低家賃住宅公社(organisme HLM)、整備建設公社(offices publics d'aménagement et de construction)、混合経済会社(sociétés d'économie mixte)等がある。また、国の特定補助金等が控除されるほか、土地の取得費も対象外とされる。

交付対象経費に対する補助率は、交付対象経費に対するTVA(現行18,6%)の比率で表される。

すなわち、

$$\frac{18.6}{118.6} = 15.682\% \text{ である。}$$

交付された付加価値税補償基金の使途については、これを投資的経費に充てることのほかには制限はない。

イ 建設整備費総合交付金(dotation global d'équipement) (以下「DGE」と略す)

1982年法によって建設整備費に係る補助金の総合化の原則が提示され、その後1983年1月及び12月の法によって創設された。DGEの伸び率は、公共機関の行う総固定資本形成(formation brute de capital fixe)の伸び率にリンクされている。

交付対象者は、市町村及び市町村間広域行政組織並びに県である。

交付対象経費は、付加価値税補償基金と異なり、当年に行われた投資支出である。

(7) DGE市町村分

DGE市町村分の配分に当たっては、海外領土(territoires d'outre-mer)の市町村及び市町村間広域行政組織への割り当て分を控除した後に、人口規模に応じて2つのグループに分けられる。

I 第1部(市町村への交付金の60%が充てられる)

第1部に区分されるのは、

- ① 人口1万人を超える人口を有する市町村(及び市町村間広域行政組織)、
- ② 人口2千1人から1万人の間の人口を有する市町村で第1部の制度の適用を選択したもの、
- ③ 人口2千人以下の市町村で、観光地・温泉場を有する市町村に対して交付される経常費総合交付金の特別交付金を受けているもので、第1部の制度の適用を選択したもの、である。

第1部は、次の2つの部分からなる。

○ 第1の部分(「主要部分」(fraction principale))には、第1部の交付金の90%が充てられる。配分は、各市町村の行う当該年度の直接投資に補助率を乗じることによって行われる。この補助率は、「主要部分」の予算額を、市町村及びその広域行政組織が当該年度に行うと予想される直接投資額で割って得られたものである(1989年度は2.4%)。

○ 第2の部分は、納税力が弱く、徴税努力の高い市町村、市町村間広域行政組織への補助率の上乗せにあてられる。

II 第2部(市町村への交付金の40%)の制度が適用されるのは、

- ① 人口2千人以下の市町村(ただし、第1部③の市町村を除く)、
- ② 人口2千1人から1万人の間の人口を有する市町村で第2部の制度の適用を選択したもの、である。

第2部の交付金は、まず、人口、納税力、市町村数、指定道路延長等の基準に基

づき、各県の地方長官（3頁）に配分される。地方長官は、交付された交付金を、県地方議員委員会（commission départementale d'élus locaux）の意見を聞いた後に、要求のあった市町村に配分する。具体的には、同委員会が、年度当初に、補助対象経費（税抜）に対する補助率が20%から60%になるように優先事業のリストアップを行い、その後、地方長官が同委員会の定めた枠組、制限に補助金額がおさまるように優先事業の決定を行う。第2部の交付金は、中小市町村が施設を整備したい年度に交付されるよう配慮したため、特定補助金に近い性格を有するものとなっている。

（イ）DGE県分

DGE県分は、次の2つの部分からなる。

- I 第1の部分（県への交付金の60%）は、主要部分（第1の部分の75%以内；直接投資の額に基づいて配分される）、指定道路延長による部分（第1の部分の20%以内）、上乗せ部分（第1の部分の少なくとも5%；住民ひとり当たりの納税力が全国平均納税力の60%以下又は平方キロあたりの納税力が全国県平均の40%以下の県に配分される）からなる。
- II 第2の部分（県への交付金の40%）は、主要部分（第2の部分の80%以内；土地整備に関する直接投資及び農地整備事業に対する県支出の補助金を考慮して配分される）、第1の上乗せ部分（第2の部分の少なくとも10%；納税力の弱い県に配分される）、第2の上乗せ部分（第2の部分の少なくとも10%；土地整備に関する直接投資額に応じて県に配分される）からなる。

ウ 特定補助金

投資部門の補助金は、1990年度で約43億フランに達し、DGE総額に匹敵する額となっている。これら補助金のうち主なものは、建設・住宅・運輸・海洋省、連帯・保健・社会保護省からの補助金と農林省、教育・青年・スポーツ省の国庫特別勘定（comptes spéciaux du Trésor：全国導水開発基金、全国林業基金、全国スポーツ振興基金等）からの補助金である。

エ 地方公共団体間の補助金

県及び州から市町村等へ補助金を交付しており、特に県から市町村（特に農村部）への補助金はここ十年来目立って増加している。また、国も市町村間の平衡化を図る県の役割をバックアップする措置を講じている（DGE市町村分第1部の第2の部分の配分参照）。

④ 権限委譲に伴う財源補償

1983年以降に実施された国から地方公共団体への権限委譲に伴い増加した経費負担

については、国税の地方公共団体への移転、交付金の創設によって措置されている。1990年度のこれらの税収及び交付金収入は543億フランに達するが、このうち、3分の2は移転された税による収入である。

ア 国税の地方への移転

権限委譲に伴い増加した経費の相当部分は、国税の地方への移転により確保された。現在は地方税であり、表-10において国の助成金の一部として整理されているのは正確ではない。

(7) 自動車登録税(taxe sur les cartes grises) 1983年1月より州に移転された税で、1990年度の税収は40億フラン。

(4) 自動車税(vignette automobile) 1984年1月より県に移転された税で、1990年度の税収は120億フラン。

(7) 登記税(droit d'enregistrement)及び土地公示税(taxe départementale de publicité foncière) 非居住不動産に対しては1984年1月より、居住不動産に対しては1985年1月より県に移転された税で、1990年度の税収は、180億フラン。

イ 交付金の創設

権限移転にともなって創設された交付金としては、次のものがある。

(7) 地方分権化一般交付金 (dotation général de décentralisation =DGD)

以下に述べる例外を除き、税源移転によって補償されない部分を付与する。この交付金は経常部門に計上され、その伸び率はDGFと同じのシステムに従う(27頁参照)。1990年度の総額；129億フラン(市街;1,051百万フラン 県;8,813百万 州;3,025百万)

(4) 職業教育・実務研修交付金 (dotation formation professionnelle et apprentissage) 職業教育・実務研修に関する権限が州に委譲されたことに伴い創設されたもの。1990年度総額；246億フラン

(7) 学校施設整備交付金

○ 学校施設整備州交付金(dotation régionale d'équipement scolaire)

高等学校の施設整備のために州に交付されるもの 1990年度総額；

2,438百万フラン

○ 中学校施設整備県交付金(dotation départementale d'équipement des collèges=DRES)

1990年度総額：1,206百万フラン

(3) 地方債

① 地方債法制の概要

ア 発行手続き

1982年の地方分権法により地方債に対する国の事前のコントロールが廃止されたため、地方公共団体は起債に際して国の許可を要しないこととなった。地方議会議長（＝市長、県知事又は州知事）は、地方議会の議決（起債の目的、総額、利率、償還の期間その他の条件について）に基づき起債の契約をすることができる。実際には市長等は、予算に計上された投資的経費に充てるための起債につき予め権限を委任してもらうことにより、その手続きを迅速に行うことができる。起債に関する地方議会の議決は原則としてこれを公表し、関係地方長官に届け出ることにより執行力を持ち、国による統制は事後的にしか行われぬ。ただし例外として、総額5億フランを超える公募債の発行及び地方公共団体が直接発行する外貨債については、事前に関係地方長官の同意を得なければならない。

イ 地方債の目的

地方債濫用の歯止めとして、地方債は投資部門の支出の財源としてのみ使用することができ、経常部門の支出の財源とすることはできない。また、既発行の地方債の償還に充てることはできない（後述する地方債の再編整備の場合を除く）。

ウ 起債条件

起債条件に関する法的規制はほとんどなく、各地方公共団体の自主性に任されているが、暴利防止のための最高利率及び銀行融資の条件の明確化の手続きは規定されている。最高利率は表面利率に経費、手数料又は報酬を加えた発行者利回り＝総合実効利率(taux effectif global)として規定され、定期的に官報に発表される。1989年上半期は17,96%となっている。

エ 地方債の償還費の計上

地方公共団体に起債の自律制を与えた地方分権法は、他方で地方債の償還を地方公共団体の義務的支出と規定している。その会計年度における年賦額が予算計上されていない場合は、地方長官、州会計検査院の介入を受け、場合によれば職権計上される。なお、償還に関しては、利子は経常部門の支出、元金は投資部門の支出として計上される。

② 地方債の種類

地方公共団体による借入金の形式には、証書借入、債券発行、外貨借入があり、さらに地方公共団体間の貸借も例外的に存在する。

ア 証書借入

上記のうち最も一般的に用いられるのは証書借入であり、1989年には総額490億フランにのぼっている。

イ 債券発行

債券の公募発行は原則として全ての地方公共団体に対して認められている。しか

し、小規模の公共団体が単独で債券の公募をすることは困難な場合が多く、複数地方公共団体による共同発行や専門の金融機関の手を借りるなどの対策が講じられる。公募発行にあたっては、債権者保護と円滑な発行の確保のため、総額5億フランを超える直接債券発行の際には、発行スケジュールを調整する責任を有する金融機関に登録しておかなければならない。1989年における地方公共団体の債券発行総額は16億フラン強となっている。

ウ 外貨債

外貨借入に関しては地方公共団体に対する特別な規定はなく、各公共団体は普通法の定める通り外国為替又はエキュ（欧州通貨単位）による借入を行う権利を有する。しかしながら為替の変動に伴うリスクが大きいため、この形式の借入が地方公共団体によって行われることはごくまれである。

エ 地方公共団体間の貸借

地方公共団体間の貸借は、各地方公共団体の手元金は原則として全額義務的に国庫に預託される現行制度のもとでは、一般的には不可能である。ただし例外として、市町村は一定の条件のもとに、病院への国庫預託金の前貸しや低家賃住宅公社への貸付けを行うことができる（厳密には、病院及び公社は地方公共団体ではなく公施設法人である）。

③ 地方債制度の改革

フランスの地方債制度には、1980年代の地方分権改革の方向に沿って、総合化と政策的低金利（＝特利）特例の廃止という二つの基本的改革が行われた。

ア 従前の制度

従来の地方債は、専ら預金供託公庫（Caisse des dépôts et consignations＝CDC）、地方団体設備投資援助公庫（Caisse d'Aide à l'Équipement des Collectivités Locales）、貯金金庫（Caisse d'épargne）の3者からなるグループ（詳しくは「⑤引き受け機関」参照）からの融資が主体で、国庫補助金と連動していた。すなわち、政府より優先施策の指定を受けて各省庁が地方公共団体に建設整備費の特定補助金の交付を決定すると、その投資事業に対して自動的に上記の金融機関グループから特利で融資を受けられる（金融機関は、政府から利子補給補助金を受ける）という仕組みが確立していた。こうした補助金に裏打ちされた優先事業以外の地方公共団体の投資事業に対しては、預金供託公庫グループがその財源と自らの運営基準に照らし合わせて決定し、やはり特利で融資を行ってきた。以上の制度の下では全ての融資はあらかじめその用途を指定されており、各地方公共団体が独自の判断を下す余地はほとんどなかった。

イ 総合化

地方分権改革は、国庫助成金の総合化と合せて、地方公共団体への融資の総合化を実現した。すなわち各事業ごとに国庫補助金と預金供託公庫の融資がリンクするという従来の制度を改め、各地方公共団体が年間の融資総額について預金供託

公庫等の代表と交渉を行うこととなった。地方公共団体側は国の出先機関の長である県財務部長同席のもとに、翌年度の投資計画に伴う年間融資希望額を提示する。預金供託公庫等の代表は、補助金との調整を図りつつ、融資額及び各融資機関の分担を定め、従来どおり特利で融資を行う。こうして地方公共団体には、一度の包括的な交渉でその年の融資の全額を得て、議会の採択する事業投資に自由に配分することが可能となった。実際にはこの交渉は補助金獲得に先立って行われたので、この改革は、地方公共団体の補助金への依存度を下げるのに貢献した。

ウ 特利の廃止

いま一つの改革として、地方公共団体に対する特利制度が1986年を境に廃止され、一般向け融資の金利と同率に揃えられた。こうして、政府による貸付制限と利子補給補助金をもとに特定の金融機関が独占的に融資を行う旧体制から、新たな民間金融機関の参入と従来の機関の経営方針変更によって急激に拡大された市場において、各地方公共団体が金利等の条件のより有利な融資を自ら選択する一種の自由競争体制へと移行してきた。

④ 地方債の現状

ア 地方債への依存度の低下

物価上昇が激しく、起債が非常に有利な財政手段とみなされていた時期には、地方公共団体は可能な限り多額の融資を獲得すべく努めてきた。しかし、1983年より維持されている国のインフレ抑制政策の影響で、現在の地方公共団体の起債における実質利率（表面利率からインフレ率を差し引いたもの）は、1980年代初頭に比べて、およそ2倍にものぼっている。こうした現状では、必要最低限の未償還残高の支払いのみでも相当な財政負担となるため、今日多くの地方公共団体は、安直な起債は控える方向に転換しつつある。さらに、地方分権改革によって各地方公共団体の租税等自主財源は増加しているので、表11及び図3の示すように、最近の設備投資額が増大傾向にあるにもかかわらず地方債への依存度は弱まる傾向にある。

表11 投資収入の内訳（貸付金の償還を除く）（単位：％）

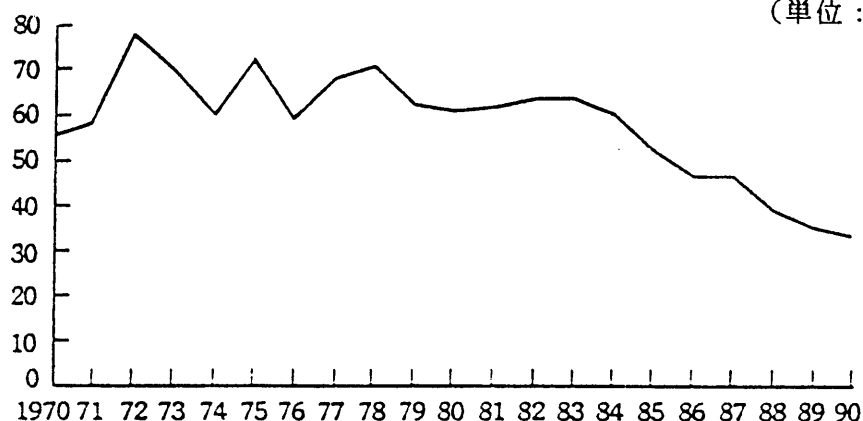
	1988	1989	1990
自主財源	43.8	46.6	47.1
助成金	19.1	18.4	18.8
新規地方債	34.8	32.9	32.1
その他	2.3	2.1	2

（注）1990年は推計である。

出所 預金供託公庫及びフランス地方金庫

図 3 設備投資支出の財源の中で地方債の占める割合

(単位：%)



出所 預金供託公庫

イ 固定高金利による起債残高対策

地方公共団体の従来の代表的な起債形態は、固定金利による15年債であった。連続的な物価上昇と金利上昇の時期には、この形の起債は地方公共団体にとって非常に有利に働いた。しかし、上記のようにインフレ抑制政策の続く今日、こうした契約は、相対的に高率となった金利を長期間支払わなければならない財政を圧迫する。現在、地方公共団体の多くは、インフレの続く1980年代初頭に高い固定利率(12~17%)で行った多額の起債残高を抱え、その利払いが大きな負担となっている。そこで、償還不能に陥いることなくこれら過去の起債による財政負担を軽減するために、地方債の再編整備対策が講じられ、低利の年賦額軽減融資及びその融資期間の延長、利息の減免、繰上償還などの措置が取られている。繰上償還については、この時期の契約の多くは繰上償還条項を設けていなかったもので、1986年より特例措置がとられ、高利率で契約され起債期間の半ばを超えた起債を、違約金(利息収入の損失の一部を補償)又は資本収益賠償金(利息収入の損失全部を補償)を支払うことによって繰上償還できることとなった。また、契約書の内容によっては、変更契約によって、融資残高を維持した状態で金利の変更を行うこともできる。表12は、最近の地方債総額におけるこうした地方債の再編整備の割合を示している。

表12 地方債の内訳 (単位：10億フラン)

	1988	1989	1990
起債総額	65.5	66.0	65.0
再編整備	16.5	12.0	9.0

(注) 1990年は推計である。

出所 預金供託公庫及びフランス地方金庫

ウ 各種のリスク対策

今日新規に契約される起債に関しては、インフレ抑制策や金利変動に備えて、より柔軟な形態が取られ始めた。金利変動型起債は、期日ごとに長期国債の月利率、フランス金融市場の年利率等にリンクさせて次期の利率を決定する方式で、金利低下時には有利となるが、急激な金利上昇の際には予想外の財政負担をもたらすことになる。こうした場合に備えて、今日地方公共団体によって新たに結ばれる大半の起債契約には、繰上償還の条項が盛り込まれており、契約書の規定する場合には、債権者に資本収益賠償金を支払って繰上償還をすることができる。その他に、比較的不利な条件で発行された債券について、逆の財政上の意図を持つ債務者の債務とスワップ（交換）契約を行って条件を改善する（例えば固定金利の債務を変動金利の債務と交換し、又は逆に変動金利のものを固定金利のものと交換する）という方法もある。なお、物価上昇期に主流を成していた固定金利による15年債は、1988及び89年には新規起債総額の約3分の1となっている。

⑤ 引受け機関

預金供託公庫と地方団体設備投資援助公庫（後述の現フランス地方金庫）、貯金金庫（後述）は、地方公共部門の公的金融グループを構成し、国家主導期の地方公共部門融資をほぼ独占してきた。特利制度廃止によって銀行等の他の金融機関にも市場が解放されたが、同グループは1989年現在でも地方公共部門の融資の約8割を占めている。ここでは、上記の3機関及び地方公共団体への融資に関わりの大きい他の2機関を挙げることにする。しかしながら、フランス国内の銀行のほとんどが既にこの市場に参入し、さらに幾つかの外国銀行（特に日本）も加わって、徐々にシェア（1987年で約9%）を拡げつつある。

ア 預金供託公庫(Caisse des dépôts et consignations=CDC)

1816年に国の財政赤字に対する公的融資機関として創設されたが、1950年代より地方の公的機関への融資がその中心業務となった。郵便貯金(Caisse nationale d'Épargne)及び貯金金庫(Caisses d'Épargne)の低額積立貯金（非課税）を資金源とする。前述のように、従来は地方公共団体及び低家賃住宅公社に対して、国庫補助金とリンクした特利の融資を行い、地方公共部門融資の主導的地位を占めてきた。しかし、より有利な金融商品新設等によって積立貯金収入が減少したうえに、特利制度廃止に伴う市場一般化に対する上記の金融グループとしての対応は地方団体設備投資援助公庫が中心になって行ったので、預金供託公庫の地方公共団体向け融資のシェアは大幅に縮小し、1987年には約7%となっている。

イ フランス地方金庫(Crédit Local de France)

地方公共団体の融資依頼の増大に対処するために、預金供託金庫を補完する公的金融機関として1966年に創設された地方公共設備投資援助公庫(Caisse d'Aide à l'Équipement des Collectivités Locales=CAECL)を前身とする。資金源

としては、地方公共団体の一部手元金の預託（利子はわずか1%）も挙げられるが、一般金融市場で発行する自らの債券発行収入がかなりの割合を占めている。この収入の公民2本柱が強みとなって、特利制度廃止後の一般化された市場では、預金供託金庫を中心とする金融グループの代表として自由競争に適応し、シェアを拡げてきた。1987年に民営化によってフランス地方金庫となった。1987年には地方公共団体向け融資全体の約44%を占める主導的金融機関となっている。

ウ 貯金金庫(Caisses d'Epargne)

非課税貯蓄を資金源として1950年の「マンジョ法(loi 'Minjoz')」の定める地方公共団体への割当融資を行う。この割当融資は、まず大蔵省によって地方公共団体と社会住宅への年間融資総額が定められ、貯金金庫が各融資を決定するが、実際の融資は大部分預金供託公庫が行い、預金供託公庫から貯金金庫に報酬が支払われる。しかしこの割当融資の総額は1980年前後より毎年減少しており、1990年からは地方公共団体に対する融資は廃止され、全額を社会住宅への融資に充てることとなった。貯金金庫は、この割当融資とは別に、一般金利による独自の融資も行っている。地域に古くから根付いて、各地の地方議員を顧問とする体制は強く、貯金金庫は1987年には地方公共団体向け融資の約26%を占め、フランス地方金庫に次ぐ第二の融資機関である。

エ 農業銀行(Credit agricole)

特利制度廃止以前には、農業省からの助成金の補完融資を担当しており、現在も主として農業地域の小規模市町村への融資を行っている。特利廃止後の市場自由化に巧みに適応し、1987年には地方公共団体向け融資の7%、1989年には15~20%を占め、シェアを急速に拡大している。

オ 共済銀行(Credit mutuel)

1976年より地方公共部門融資に参入し、1987年には市場の約4%を扱う。貯金金庫、農業銀行と同様に数多くの支部によって地域に根付いている。

(4) 事業収入及び財産収入

地方公共団体のその他の収入として、事業収入及び財産収入を上げることができる。これらは総額約750億フランにのぼり、地方公共団体の収入のおよそ15%を占めている。この数値は近年ほぼ安定した状態にあるが、その内訳は、事業収入がわずかに増加の傾向にあるのに対し、財産収入は減少しつつある。事業収入及び財産収入を有するのは、主に市町村、市町村間広域行政組織及び公施設法人であり、特に規模の小さい市町村ほど、こうした収入が歳入に占める割合が大きくなっている。州及び県は事業収入をもたらす事業をあまり行っていないため、その収入は極めて少ない。

① 事業収入

公営事業において徴収される料金収入で、例えばバスの乗車券、公営プールの入場券、公営スポーツクラブのメンバー登録証、公営劇場のチケット等の販売による収入である。

② 財産収入

市町村等の所有する財産の売却、賃貸等により得られる収入をいう。主なものとして市町村有の森林から得られる収入を上げることができる。特にヴォージュ、アルザス、ランドのような森林地帯に多数存在する人口700人以下の小規模市町村にとっては、森林による収入が、租税収入や補助金さえも上回る主要財源となっていることが多い。また、市町村有地の占用料収入も財産収入である。